

築上町告示第43号

令和3年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年5月19日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和3年6月3日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 吉原 秀樹君 | 江本 守君 |
| 池永 巖君 | 鞆野 希昭君 |
| 工藤 久司君 | 北代 恵君 |
| 宗 晶子君 | 丸山 年弘君 |
| 信田 博見君 | 田原 宗憲君 |
| 塩田 文男君 | 武道 修司君 |
| 池亀 豊君 | 田村 兼光君 |

○6月7日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月10日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和3年6月3日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和3年6月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
- 報告第1号 令和2年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 令和2年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第38号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第5 議案第39号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第40号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第41号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第42号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
- 報告第1号 令和2年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 令和2年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第38号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第5 議案第39号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第40号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第41号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第42号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員 (14名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 吉原 秀樹君 | 2番 江本 守君 |
| 3番 池永 巖君 | 4番 鞆野 希昭君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 北代 恵君 |
| 7番 宗 晶子君 | 8番 丸山 年弘君 |
| 9番 信田 博見君 | 10番 田原 宗憲君 |
| 11番 塩田 文男君 | 12番 武道 修司君 |
| 13番 池亀 豊君 | 14番 田村 兼光君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 局長 西田 哲幸君 | 課長補佐 横内 秀樹君 |
| 総務係長 城山 琴美君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|--------|---------------|--------|
| 町長 …………… | 新川 久三君 | 副町長 …………… | 八野 紘海君 |
| 教育長 …………… | 久保ひろみ君 | | |
| 会計管理者兼会計課長 …………… | | 石井 紫君 | |
| 総務課長 …………… | 元島 信一君 | 企画財政課長 …………… | 椎野 満博君 |
| まちづくり振興課長 …… | 桑野 智君 | 人権課長 …………… | 樽本 知也君 |
| 税務課長 …………… | 今富 義昭君 | 子育て・健康支援課長 …… | 吉川 千保君 |
| 保険福祉課長 …………… | 種子 祐彦君 | 産業課長 …………… | 鍛冶 孝広君 |
| 建設課長 …………… | 神崎 秀一君 | 都市政策課長 …………… | 首藤 裕幸君 |
| 上下水道課長 …………… | 福田 記久君 | 住民生活課長 …………… | 武道 博君 |
| 学校教育課長 …………… | 野正 修司君 | 生涯学習課長 …………… | 古市 照雄君 |
| 監査事務局長 …………… | 田村 貴志君 | | |

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和3年第2回築上町議会定例会を開催いたします。

新川町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。第2回築上町議会の定例議会を招集しましたところ、全議員の出席を賜りまして、まずはありがとうございます。

コロナ感染症の状況でございますけれども、緊急事態が5月31日まで出されておりましたが、6月20日まで延長ということになっております。

その中で、予防接種の件でございますが、非常にコールセンターでの受付ということで、非常に混乱をいたしました。5月19日と23日の分については、コールセンターでの受付をいたしまして、約800人の方を接種をしたところでございます。

そして、反省をいたしまして、コールセンターでの受付はどうかというようなことで、苦肉の策で、町から日時と時間をそれぞれの75歳以上の方のそれぞれ郵便で指定をして、配送お願いしたところでした。そして、その返答をはがきによって、4項目の回答に丸印をつけていただくということで、「予定どおり受ける」、それから「当日は都合が悪い」、それから「まだ接種するかどうか決めていない」、「今回はしない」という項目にしておる。それから、もう一つは「全く予防接種は受けない」という項目を設けて、選択をしていただいております。

そして、2番目の都合が悪い方には、町のほうから日程の打合せ、それから、接種をまだ決めていないという方については、ちょっと時間を空けてから、いかがなものかということで、町のほうから予定の話をしていくというふうな形にしておるところでございます。

そして、5月29日に、町指定の分をソピアのほうで行いまして、非常に順調にいったところでございます。町民の皆様からも喜ばれておると、こういう状況でございます。

それと、あと6月3日今日と、それから5、6ということで、中央公民館で日時指定をしながら、予防接種を行っていくということで計画をしておるところでございます。

そして、6月13日を一番最後に、75歳以上の方の予防接種1回目を終えます。そして、7月12日に、最後75歳以上の方の2回目も終えてしまう予定にしておるところでございます。

それから、74歳以下65歳以上の皆様については、現在、日時の指定をして、いわゆる発送をしておる。これは年齢ごとに発送をしております。年齢の高い74歳の方から順次発送をしながら、ちょうど事務的に作業がしやすいような形で、年齢ごとに発送準備をさせていただいております。

そういうことで、あと65歳未満については、インターネットでの受付も始めようということで、インターネット枠を半分以上取ってやったらどうだろうかということで、今、思案をしておるところでございますし、そして、ネットの受付を事前に行いまして、残りの分を同じ方法で、期日指定の封書で案内をして、はがきで、いわゆる可否を返答していただくと、こういう形にしようかということで、現在、準備をしておるところでございます。

コロナの件は、予防接種の件はこれで終わらせていただきますけれども、次に京築広域圏の事務組合、これがかねてから、いわゆる2つの事業、今、広域圏では行っております。消防業務と、それから行橋京都の休日急患医療センターの運営ということで、いわゆる業務加盟が、豊築のほうは全部これに入っておりません。行橋京都という形でだけ運営しておるわけでございますし、それから消防のほうは、京都郡みやこ町が入っておるだけで、豊築と京都ということで、分離分割をしたらどうだろうかということで、その計画案がまとまりまして、先般、組合議会の全協も開いたところでございます。

その中で、骨子としては、これを分割をするということで、理事会では決まっておるところでございますし、スケジュール的には、9月議会で行橋と苅田町が広域圏を脱退して、新たな、今ごみ処理組合があります。このごみ処理組合の定款に、メディカルの条例をつくって、そこに入っていくというふうな段取りにしておると。

3月31日付で、この組合を2つの苅田と行橋が脱退すると。そして、4月1日からは、消防組合だけが広域圏の組合に残ると。こういう手はずになっていっておるということで、9月議会には規約の改正と、それから、脱退の議案を全それぞれの加盟市と町に議決をしていただいて、その後、県への認可申請をしていくと、そういう手はずになっておることで、ちょっとお知らせをしておきたいと思います。

それから、もう一つは、椎田中学の建て替えと校区の人口動態を踏まえまして、ちょうど国のほうが、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業という、ちょっと長い事業名でございますけれども、これが全国大体13団体ほど採択しようということで要綱等がつくられておりましたけれども、本町非常に応募期間が短くございましたけれども、5月6日の日に申請をいたしまして、5月24日に採択の決定が、築上町のいわゆる計画といいますか、これの申請の内容が非常によかったということで決定団体が、応募も少なかったわけで、4団体応募をして、本町は2番目のいわゆる高得点を得て採択を受けたと、そういう形で国の委託事業でビジョンづくりを、この事業で行います。

そして、このビジョンに基づいた形で実施すれば、本当に環境整備先導的開発事業というふうな形になって、全国のモデルになってくるであろうと、こういう模索で、現在、教育委員会のほうで事務を進めておるというふうなことで、この予算案は補正予算に間に合いませんでしたので、

中日の日に追加提案を第4号補正として提案をさせていただくような手はずにしておるところでございます。

それから、あと庁舎の関係でございますけれども、7月4日に庁舎の竣工式を行いたいということで、このように考えております。コロナ禍の中でございますので、計画どおり行くかどうか分かりませんが、規模縮小なり、何らかの形で7月4日に庁舎の竣工式を行いたい。もし最悪の場合は延期もありますので、このような形で理解をしておいていただきたいと思います。

それから、今回の議会は、繰越明許費の報告が2件ございます。それから、議案としては一般会計と、それから奨学金の特別会計、これの補正が予算案2件。そして、あとは料金等の改正の条例案が3件ということで、そして、中日に1件補正予算の追加をさせていただくという、町執行部からの提案は、この6議案でございますので、よろしくお願い申し上げまして、私の行政報告と開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（**武道 修司君**） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**武道 修司君**） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、工藤久司議員、6番、北代恵議員を指名をいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（**塩田 文男君**） 5月31日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

6月3日木曜日の本日は、本会議の議案の上程、6月4日金曜日は、考案日とします。

6月5日土曜日、6日日曜日は、休会とします。

6月7日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

6月8日火曜日は、考案日とします。

6月9日水曜日、10日木曜日は、本会議で一般質問とします。一般質問につきましては、7人の通告があり、9日に5人、10日に2人とします。

6月11日金曜日は、一般質問予備日です。

6月12土曜日、13日曜日は、休会とします。

6月14日月曜日は、厚生文教常任委員会とします。

6月15日火曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

6月16日水曜日は、委員会予備日とします。

6月17日木曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

また、所管外の議案質疑要望の締切りについては、6月9日水曜日正午までといたします。

以上、会期は、本日から6月17日までの15日間とすることが適当だと決定しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月17日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月17日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付されていますように、議案第38号外4件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

次に、町長から報告があります。

報告第1号令和2年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第2号令和2年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでを一括して報告していただきたいと思えます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 報告第1号令和2年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和2年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第2号令和2年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、令和2年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。令和3年6月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号は、令和2年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告は、出納閉鎖が済みまして、繰越額が確定いたしました。

繰越件数は16件で、繰越限度額は24億8,696万2,000円で、繰越額が7億2,848万5,000円でございます。

財源は、特定財源が5億8,389万7,000千円、一般財源が1億4,458万8,000円となっております。内訳は、財産管理費が1件、庁舎建設事業費1件、農業施設整備費1件、農業水路等長寿命化・防災減災事業が1件、道路新設改良事業が、これが2件、河川改良事業1件、オリンピック・パラリンピック関連事業が1件、河川災害復旧費1件、新型コロナワクチン接種事業1件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業6件となっております。

なお、この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号令和2年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。

この水道事業会計は、理由といたしましては、築上町全体配水計画業務において、基礎データ収集・整理等に不測の日数を要しまして、年度内の完了が困難となったため、地方公営企業法第26条第2項のただし書の規定により、繰越したものでございます。

この報告は、26条の3項の規定によって、議会に報告いたすものでございます。

よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 報告が終わりました。

日程第4. 議案第38号

日程第5. 議案第39号

○議長（武道 修司君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第38号令和3年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第5、議案第39号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第39号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第38号令和3年度築上町一般会計補正予算（第3号）に

ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第39号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和3年6月3日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第38号は、令和3年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本補正予算案は、既定の歳入歳出の予算の総額118億5,638万8,000円に2億2,488万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を120億8,127万1,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業1,425万3,000円、農村地域防災減災事業3,760万円、消防費2,500万円、八津田小学校建設事業3,500万円、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業5,201万5,000円となっております。

歳入は、子育て世帯の生活支援特別給付金給付事業の補助金が1,425万3,000円、それから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を2,500万円、再編訓練移転等交付金を2,900万円、それからあと、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金5,168万6,000円、それから、基金から4,904万5,000円を入れる予定にしておるところでございます。

なお、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金事業でございますけれども、事前キャンプがまだオセアニアのONOCの打合せをしておりますが、まだ来ていただけるか、こっちから断るかということは、ちょっとまだ保留をしておるところでございますし、県との打合せ等々で決定をしていきたいと、このように考えておる次第でございます。一応予算だけは用意をさせていただこうと、このように考えておるところでございます。

あと、その他、地方債の変更を1件計上しております。

よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、議案第39号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本予算案は、地方公務員法第3条第3項第2号、委員及び委員会の構成員という項目でございますが、特別職非常勤職員は法令または条例に規定を設ける必要がございます。奨学金運営審議会委員は附属機関に該当しないため、当該委員の報酬を報償費に予算組替えをいたすものでございます。

よろしく御審議を頂き、御承認をお願い申し上げます。

日程第6. 議案第40号

日程第7. 議案第41号

日程第8. 議案第42号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第6、議案第40号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議案第42号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第42号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第40号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第41号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第42号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。令和3年6月3日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第40号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、新庁舎の建設に伴い、会議室等の使用料を変更する必要があるため、築上町使用料条例の一部を改正するものでございます。

旧庁舎の一応そのまま、220円、昼が220円、夜330円としておりましたが、会議室、住民プラザ等の使用料というふうなことで、これは会議室等、中央公民館等々の使用基準等々に基づいて、ちょっと値上げを大分させていただきました。

会議室は昼が1,000円、夜が1,500円、1時間ですね。それから、住民プラザは、これも全体的に三々五々じゃなくて、全面的に利用する場合は、独占して使用する場合がございます。昼が全面1,000円、そして、夜が1時間について全面1,500円というふうなことで、半分使うという形になれば半額になる、4分の1使うという形になれば4分の1の額というふうなことで、設定はしておるところでございます。

次に、議案第41号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については、同機構から市区町村に委託することができるとする規定が盛り込まれました。このため、築上町の手数料条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、よろしくお願い申し上げます。

それから、議案第42号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、町営越路団地解体に伴いまして、築上町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

町営住宅の棟数は231棟で戸数が887、これ解体前でございますけれども、越路団地が3棟、それから6戸、戸数にして6戸ということで、これが現在が228棟の881戸となっております。

以上、3議案、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時27分散会
